

報道関係者 各位

平成31年 2月22日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

室長 柳澤 恭仁

(直通電話) 03-5403-2265

エクソンモービル（TR団交拒否）不当労働行為再審査事件 （平成19年（不再）第73号）命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 三輪 和雄）は、平成31年2月21日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～賃上げ・一時金についての組合との団体交渉における情報の開示や説明等に関する対応が不誠実な団体交渉には当たらないとした事案～

エクソンモービルは、17年度及び18年度の賃上げ・一時金についての団体交渉において、組合の納得及び理解を得るよう、多数回にわたる団体交渉を開催し、開示できる一定の情報は開示して、専門職と事務・技能職との一時金支給月率に格差を設けることについて、相応の説明を行ったものとみることができ、エクソンモービルの対応が不誠実であったとまでいうことはできない。

I 当事者

再審査申立人：スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合（「組合」）
（岐阜県美濃市）、組合員29名（平成30年1月現在）

再審査被申立人：JXTGエネルギー株式会社（エクソンモービル有限会社承継人）
（東京都千代田区）、従業員9,137名（平成29年4月現在）

II 事案の概要

- 本件は、エクソンモービル有限会社（「エクソンモービル」）が、17年度及び18年度賃上げ・一時金についての団体交渉において、賃上げ額及び一時金支給月率を算定するための前提となる比較対象企業の従業員に支払われる総報酬（トータル・レミュネレーション）についての調査（TRサーベイ）における情報の開示や説明を誠実に行わなかったことが不当労働行為であるとして、申立てがあった事案である。
- 初審東京都労委は、本件申立てを棄却したところ、組合は、これを不服として、再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

- (1) 本件救済申立ては、17年度及び18年度の各賃上げ・一時金交渉がいずれも組合と妥結していることあるいは現在組合の組合員で従業員籍を有する者がいないことから救済利益がないといえるかについて

組合は、17年度及び18年度の各賃上げ・一時金についての団体交渉の過程においてエクソンモービルに不誠実な対応があったとして救済を申し立てているのであって、本件審査手続におけるこれまでの経緯に加え、当委員会に顕著な会社と組合との間で現在もなお続いている各種の紛争や交渉等の状況を踏まえると、今後の労使交渉により解決すべき問題がなお残っていると解する余地があり、エクソンモービルの対応による団体交渉権の侵害の有無を審査し、これが認められるときは適切な救済命令を発する必要があると判断される。したがって、現段階において直ちに救済利益を否定するのは相当とはいえない。

- (2) 17年度及び18年度の各賃上げ・一時金についての組合との団体交渉におけるTRサーベイの比較対象企業等の情報の開示や説明等に関するエクソンモービルの対応は、労組法7条2号の不誠実な団体交渉に当たるかについて

エクソンモービルは、17年度及び18年度の賃上げ・一時金についての団体交渉において、交渉が進むにつれて金額の推計結果、比較対象企業の選定基準等を説明しており、組合の納得及び理解を得るよう、多数回にわたる団体交渉を開催し、TRサーベイについて、データの取扱いに制限がある中で、開示できる一定の情報は開示して、専門職と事務・技能職との一時金支給月率に格差を設けることについて、相応の説明を行ったものとみることができる。

そして、別組合員が提起した訴訟において、同種事案におけるエクソンモービルの対応が不誠実であったと判断されていることを考慮したとしても、組合に対する本件の17年度及び18年度の賃上げ・一時金交渉におけるエクソンモービルの対応が不誠実な団体交渉であることを基礎づける事実となるということまでは本件全証拠によっても認められないというべきであり、エクソンモービルの対応が不誠実であったとまでいうことはできないこととなる。

以上のとおり、17年度及び18年度の各賃上げ・一時金についての組合との団体交渉におけるエクソンモービルの対応は、労組法7条2号の不当労働行為に該当するということとはできない。

【参考】

初審救済申立日 平成17年9月12日（東京都労委平成17年（不）第69号）

平成18年6月8日（東京都労委平成18年（不）第66号）

初審命令交付日 平成19年12月12日

再審査申立日 平成19年12月20日